

<b>① 件名</b>								
町の区域の変更及び住居表示の変更について（湊北地区）								
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>								
<p><b>【背景・目的】</b>                  湊北地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路を新たに整備されることから、整備される土地の形状に合わせて町の区域を変更することにより住民の利便性の向上を図るもの。</p>								
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>								
<p><b>【根拠法令】</b>                  地方自治法（昭和22年法律第67号）                  住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）                  石巻市住居表示に関する条例（平成17年4月1日条例第190号）</p> <p>[総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画との位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無]                  石巻市震災復興基本計画                  第3章 施策の展開                  施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり                      第3節 減災まちづくりの推進                          (1) 都市基盤の復旧・復興</p>								
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>								
<p>平成25年 9月 土地区画整理事業計画の決定                                      土地区画整理事業施行開始</p> <p>平成29年10月 地元町内会役員へ住居表示の変更について説明</p> <p>平成30年 7月 地元町内会役員と町割り案について協議                      11月 地元町内会役員と町割り案について協議                      12月 地域住民へ町割り案について説明</p>								
<b>⑤ 主な内容</b>								
<p>湊北地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わることから、下記のとおり町の区域を変更するもの。                  なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">区域を変更する町名</td> <td style="padding: 5px;">左の区域に編入される区域</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">町名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">湊町一丁目</td> <td style="padding: 5px;">川口町一丁目、川口町二丁目、湊町二丁目の各一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">湊町二丁目</td> <td style="padding: 5px;">湊町一丁目の一部</td> </tr> </table>	区域を変更する町名	左の区域に編入される区域		町名	湊町一丁目	川口町一丁目、川口町二丁目、湊町二丁目の各一部	湊町二丁目	湊町一丁目の一部
区域を変更する町名	左の区域に編入される区域							
	町名							
湊町一丁目	川口町一丁目、川口町二丁目、湊町二丁目の各一部							
湊町二丁目	湊町一丁目の一部							
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>								
<p><b>【影響・効果】</b>                  土地区画整理事業により整備される土地の形状に合わせた区域の変更を行うことにより、住民の利便性の向上が図られる。</p>								

⑦ 他自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ町の区域の変更について提案</p> <p>平成32年1月 新しい街区符号及び住居番号の告示  住民への説明</p> <p>2月 新住所の施行（土地区画整理事業の換地処分公告日の翌日）</p>
⑨ その他